

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和3年7月9日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時56分 休憩

委員派遣後、会議を開かず

付託事件

(1) 令和3年陳情第5号, 令和3年陳情第2号

(2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

① 令和3年陳情第5号 私道寄附申請に係る事務処理の促進に関する陳情

② 令和3年陳情第2号 千波町東久保の風致地区の一部（低地部）を市所有地とすること等を求める
陳情

(2) 各課の事務分掌及び令和3年度主要事務事業の概要について

(3) 報告事項

① 市営河和田住宅の火災について (住宅政策課)

(4) その他

(5) 所管施設視察

2 出席委員（7名）

委員 長	綿 引 健 君	副 委 員 長	滑 川 友 理 君
委 員	中 庭 次 男 君	委 員	田 口 文 明 君
委 員	鈴 木 宣 子 君	委 員	小 川 勝 夫 君
委 員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（2名）

議 員	渡 辺 政 明 君	議 員	袴 塚 孝 雄 君
-----	-----------	-----	-----------

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副 市 長 秋 葉 宗 志 君

建 設 部 長	渡 邊 雅 之 君	建設部技監兼 建設計画課長	大 森 幹 司 君
---------	-----------	------------------	-----------

建設部技監兼 道路建設課長	松 葉 光 隆 君	建設部技監兼 生活道路整備 課長	有 金 正 義 君
------------------	-----------	------------------------	-----------

建設部技監兼 内原建設事務所 長	谷 萩 幸 治 君	道路管理課長	丹 治 雅 人 君
河川都市排水課 長	大 山 裕 己 君	建 築 課 長	大 和 田 聡 君
土木補修事務所 長	川 又 弘 一 君		
都市計画部長	加 藤 久 人 君	都市計画部技監兼 公園緑地課長	上 田 航 君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	木 村 勤 君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大 和 直 文 君
都市計画課長	平 澤 俊 之 君	建築指導課長	井 原 孝 志 君
住宅政策課長	砂 川 和 敏 君		
上下水道事業 管 理 者	荒 井 宰 君		
水 道 部 長	伊 藤 俊 夫 君	水道部参事兼 水道総務課長	関 谷 勇 君
水道部参事兼 経 理 課 長	梶 山 哲 君	水道部技監兼 給 水 課 長	梶 山 学 君
水道整備課長	杉 山 健 一 君	浄水管理事務所 長	島 孝 夫 君
下 水 道 部 長	坪 貴 之 君	下水道管理課長	鬼 澤 英 一 君
下水道整備課長	小 田 博 之 君	集落排水課長	久 木 崎 隆 君
下 水 道 施 設 管理事務所長	渡 邊 基 弘 君		

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱 島 卓 也 君	書 記	昆 節 夫 君
--------	-----------	-----	---------

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○綿引委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

さきの令和3年第2回定例会最終日において、当委員会に付託となりました(1)の令和3年陳情第5号私道寄附申請に係る事務処理の促進に関する陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに本陳情の内容につきまして、事務局より朗読させます。

なお、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

では、お願いします。

○事務局 朗読します。

私道寄附申請に係る事務処理の促進に関する陳情。

陳情の趣旨。

陳情者は、自己の所有に係る私道路用地について、水戸市に寄附すべく、本年6月1日、水戸市私道路用地の寄附の受入れに関する要項(平成24年4月1日)に基づく、私道路用地寄附事前協議書(再協議)を水戸市長宛てに提出している者です。

本件協議については、下記1のとおり、約2年前に事前協議書を提出し、また、約1年前には、その結果を受けて必要書類を添えて寄附申請し、その後、昨年10月、現地の測量調査、境界立会いを経て、支障物件を確認した上、その撤去について支障物件の所有者と交渉していたところ、昨年12月、陳情者の意向を無視して、水戸市は突然、水戸市私道路用地の寄附の受入れに関する要項の要件を満たしていないとして寄附申入れを否決したものです。

今般、民事調停の結果、陳情者が所有する寄附対象私道路用地に一部越境している支障物件建物の所有者との間で、同越境部分の撤去について合意(調停成立)したことから、再度、協議書を提出しておりますが、そもそも昨年12月になされた寄附受入れ否決は、下記2のとおり、不要な決定であり、再協議・再申込みに係る書類の再提出等、本来無用な手間と時間を要することにつながる無駄なものであったと思料されることから、今後の寄附手続が円滑に進められるよう、前回のように事前協議から結果通知までに約1年間を要するような悠長な対応をすることなく、本事前協議(再協議)に対する結果を速やかに通知するよう、水戸市に対し、本件に係る事務処理の促進を働きかけ願いたく陳情いたします。

記。

1、一度否決された私道路用地寄附申込みについて、再度、私道路用地寄附事前協議書を提出した経緯。

(1)陳情者は、令和元年5月17日付で私道路用地寄附事前協議書を提出し、これを受理した水戸市は、

令和2年4月9日付建計第271号 私道路用地寄附事前協議結果通知書をもって寄附受付の条件を示した。

(2)陳情者は、同年5月11日付で私道路用地寄附申込書を提出し、これを受理した水戸市は、委託業者による測量調査と土地境界確認立会いを実施し、同年10月5日、支障物件を確認した。

(3)否決の理由とされたのは、私道路用地に接している建物の一部（屋根の軒、出窓、シャッターボックス等）が道路上に越境しているところ、当該部分の撤去についての建物所有者の合意を得られていないとする点であるが、実際に測量を終えるまで撤去工事の規模は不確定であり、測量後に初めて撤去作業には相当額の費用を要すると見込まれたことから、陳情者は、知己の建築士を通して施工業者から工事見積書を手配する等、同建物所有者との交渉に入り、水戸市建設計画課担当者に対しても、工事費用は陳情者において負担するので、同建物所有者が難色を示しても、直ちに否決しないでほしい旨依頼した（下記2において詳述している）。

(4)ところが、水戸市は同年12月9日付建計第136号 私道路用地寄附受入れ可否決定通知書をもって、突然、水戸市私道路用地の寄附の受入れに関する要項の要件を満たしていないとして寄附申入れを否決した。

(5)しかし、同日付建計第137号 私道路用地寄附申込書の返送について（通知）において、再協議条件として、支障物件の撤去についての関係権利者との合意形成がなされることを条件としていたことから、その後、陳情者は、私道路用地に越境している建物の所有者を相手方とする民事調停を申し立てた結果、令和3年5月25日、同建物の私道路土地への越境部分の撤去について合意（調停成立）に至った。

2. 前回の私道路用地寄附申込みの否決が本来不要な決定だったと思料する理由。

(1)測量調査及び土地境界確認立会いの結果明らかとなった上記支障物件の撤去に関して、陳情者は、私が費用を負担することで所有者と交渉するので、所有者が難色を示しても、いきなり否決しないでほしい旨、当時の水戸市建設計画課担当者に依頼し、同担当者から、従前の取扱いでは、寄附申込みの取下げ書の提出を受けて否決しているとの返答を得たため、一時保留状態にあるものと了解していた。

(2)ところが、上記1の(4)のとおり、水戸市は上記交渉結果を待たずに、突然、一方的に否決したものであり、これは寄附受入れを前提として水戸市の予算から支出した測量調査費等を無駄にするに等しいものと考えられる。

(3)また、陳情者が本件障害物件撤去工事の見積りを施工業者に依頼する必要から、同担当者から交付を受けていた障害物件の詳細を記載した図面の返却を建設計画課長が強硬に求めたことに抗議して、水戸市議会に陳情（令和2年陳情第3号として同市議会が受理したものの、陳情者が別途情報開示請求して、同図面を入手したことから不採択となった）を申し立てたことに対する同課長の意趣返しとしてなされた疑いもある。

(4)今般、陳情者と支障物件の所有者との間に同物件の撤去に関する民事調停の合意が半年を経ずになされたことから、水戸市が前回の私道路用地寄附申込みを安直に否決したことが、拙速に過ぎる不適切な決定だったことは明らかである。

以上です。

○綿引委員長 この際、執行部から本陳情に係る現況等について説明を求めたいと思いますが、いかがで

しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、執行部から説明願います。

大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 それでは、この陳情の件につきまして説明をさせていただきます。

こちら、申請のあった物件については吉沼町（令和3年8月10日建設企業委員会で訂正）における私道路の寄附の案件でございます。

昨年度も同様の陳情が出されていた物件でございます。昭和42年に位置指定道路として指定された道路を、個人の所有者のほうから市道として認定してほしいということで手続が踏まれていたものでございます。

現地の状況については、こちらに記述があるように、建物の軒、それから出窓など、区域に設定した際にその区域内に突出するような支障物、そのほかブロック塀などの支障物もあったことから、当時申請があったものに対して、事前協議書の結果の通知書として、自主撤去もしくは移設というようなことをお願いしますと、4メートルの幅を取るために出ている部分についてはきちんと移設なり何なりをして空間として空けてくださいというような形で通知のほうをお返ししていたものでございます。

その後、本申請がなされて、改めて現地の測量に入った結果——合意形成ができていないということで一応測量のため業者を手配した結果ですが——やはり現地においてその支障物の撤去がなされてございませんでした。そこで、私どもとしては、代表者を通して、合意形成がなされていたものについて一度所有者にいろいろ確認しようということをお話をしたところ、すぐの撤去というお話ではないというような内容の確認が取れたような状況になってございました。

したがって、このまま手続を進めても物理的にそのものがどく可能性が非常に少ないと。改めて、物理的にその支障物が撤去された時点で申請され、そういった条件がきちんとクリアできていれば認定できるでしょうということで、その当時、このままではできませんのでということで否決の通知を出したものでございます。

今回、それを受けてまた再度、申請人のほうから手続の部分の事前協議という形で申請が出されてまいりました。その中では、裁判所でやった調停のほうで合意形成がなされているというようなお話も伺っておりますが、やはり市道の認定をする際に、どうしても突出部分があったままでの認定はできませんので、今の段階では事前協議という形なものですから、現場の状況を再度確認した上で、今の状況をきちんと精査して、またお返しして、支障となっているもの等々の手続が終了した後に申請を出していただけるような形で処理したいと考えてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 今の大森課長のお話では、この問題について裁判で当事者同士で合意したと。要するに、出窓だとかを撤去するという合意したということですので、このままいけば、当然これは市道の認

定というのはされるというふうに考えられるわけですが、いかがですか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

条項に定めている条件がきれいにクリアできれば、この要項の改正がない限り、そのまま手続が進められるものと考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今、再度提出されたものについて、要するに市道路線の認定については今後受理されるということになるわけですか、今の答弁から見れば。

だって裁判で、出窓については引っ込めるということで合意されているわけだから、そのとおり実行されれば市道路線として認定されていくというふうに普通は理解しますよね。

それで、今の段階でまだ受け付けなくて、実際それができてからまた受け付けるということになるの。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

こちらの私道路寄附の手続については、まず現地の状況を確認するための事前協議という形で申請のほうをいただいて、諸条件がクリアできているのかどうかというのをきちんと記載したものをお返しした後、その後、そういったものが整理された後に本申請という形で、2段階の申請になってございます。

再度提出されたものは事前協議ということで、またできるかどうか現場の状況を確認したいというような申請になってございますので、私どものほうでも逐一、現地のほう確認はしてございますが、前回とまだ変わっていないというような状況ですので、事前協議書の中でお返しする内容については、恐らく前回と同様の支障物の撤去、移設をお願いするようなことを含めた通知をお返しして、それが整理された後に本申請が出されると。その後、現場のほうの撤去とか全てきれいに整っていれば手続ができるというような流れになるかと思っております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今の状況からいけば、その手続が進められていけば市道として認定されていくということですよ。

ちょっと私も読んでみた感じでは、この方は非常に市道路線の認定を今後早くやっていきたいという熱意があるわけですよ。裁判まで相手側とやって合意しているというわけだから、その点では、市道路線の認定に当たっては、やっぱり市民の立場に立って、その市民の皆さんから出された要望をきちんと受け止めていくということが私は必要じゃないかと思うんです。

それで、もう一つ質問したいのは、この陳情の中に、いきなり否決しないでほしいということが書いてありますよね。この4ページの(1)のところ。今話をしているところだから、私が費用を負担するからいきなり否決しないでほしいと言われているんですけども、それなのに、何かこの方の主張では、否決をしちゃったということについては、非常に何か腹立つ、怒りですか、そういうものを感じているように受け取れるんですけども、その点ではどうなんですか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

実は、この方の申請については、随分前から相談を受けておまして、平成25年から現地の調査とかができるかどうかの内容について相談がありました。その時点で建物が支障になるというお話は相手方には伝えていたところであり、今回、最初の申請があった時点でもうそのことについては知っていらっしやったはずです。その中で合意形成が取れたということで、いろんな手続のほうを進めさせていただいておりましたところ、相手方の同意が、どういうところまでちゃんと確認が取れているのかという点において、市のほうで再度直接確認をさせていただきました。そのときに即撤去が必要になりますというようなお話とかも一応差し上げたところ、全くその撤去の度合いの部分について、きちんと合意が得られていないというような確認が取れたところだったものですから、物理的にどいてからでも申請はできるでしょうと、そうしないと市道の認定はできないので、このままの状況が続く段階では、申請を受けたまま、ずっと処理できないまま残ってしまうということで、きちんと事前協議結果のほうにも記載した移設をきちんとしていただくような形でやらないと手続ができませんということで、条件が整っていないので否決というような形を取らせていただいた次第です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私の意見なんですけれども、やっぱりこの方は市道路線として認定してほしいという願いの下でずっと進めてきたのが、何か一方的に否決されてしまったと、それも意趣返しじゃないかなというふうに書いておまして、私はやっぱり市民の皆さんが市道路線の認定に不満を持ってしまうというやり方は、やっぱり改めるべきじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 私もよく分からないので、本来ならば事務局でホワイトボードでもここに置いてもらって、それで、ちょっと図にでも書いてもらって説明を受けると、もっと詳しく私のほうも分かるのかなというふうには思うんですけれども、要するに、この寄附を受ければ市道認定ということになるわけですよ。そうすると、その路線の長さがどのぐらいあって、その路線の中に家が何軒建っていて、まるっきり1軒では認定は難しいでしょう。何軒以上という規定がありますよね。そのうちの1軒か2軒かが道路に出ているというような内容ですね。そうすると、提出者はその出ている部分の撤去をするから認定をしてほしい、受け入れてほしいと。

水戸市のほうでは、それを撤去してからだったらばというような考え方ね。それは私もそのとおりで思いますよ。ですから、出ているうちに認定というのは難しいだろうというふうに思います。

こういう問題というのはこれからもいろいろ出てくるとは思うですよ。ですから、ホワイトボードでも置いて図にでも描いていただいて説明でもしていただければ、より一層私どもも中身が分かるのかなと。どのぐらいの路線で、隅切りがどうなっているのかとか、そういうのも条件の一つに入るでしょう。寄附を受けて認定するには。

そういう部分が、皆さんはよく分かっているのかどうか分からないんだけど、私はよく分からないの

で、今日のところは取りあえず継続ということではいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 ここで結論がどうということはできないでしょう。

だから、今後、ホワイトボードみたいなのは用意できないの。

〔発言する者あり〕

○松本委員 昔はあったんだよ。それで、我々も書いたりして、いろいろこの建設企業委員会の中でそういう議論については、じゃ、ここの部分はどうなんだとか、そういう議論までやったことがあったの。最近ホワイトボードというのがなくなっちゃったから、どこかにあるんだと思うんだけど、そういうのも用意しておいていただいたほうがいいかなというふうに正副委員長にお願いをしておきたいと思います。

ですから、今回については継続審査でいかがでしょう。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私、継続審査には賛成ですけれども、やっぱりこの陳情者さんにもここに来てもらって、これまでいろいろ不満がたまっている気がするような方なので、やっぱりちゃんと一回聞いてみたいと思うので、委員会の中で陳情者を呼んで、ぜひ意見を聞きたいというのが私の意見です。委員長のほうで取り計らっていただきたいと。

○綿引委員長 小川委員。

○小川委員 先ほど執行部のほうから、今日までの過程等を踏まえて、そして調停の中で合意形成がなされたという部分も確かにお受けいたします。

それとともに、やはり基本どおりに、突起物が出ている部分であれば、それが解消されれば再度受け付けます。そこまでは私も十分分かっております。

踏まえて、合意形成が取れましたというお話ですが、時間的にどのぐらいかかるものなのか執行部のほうで確認しているのは、まだまだ時間がかかるの。合意形成が取れたのであれば、通常はもうスムーズにいくんじゃないかなとは思っておるんですが、その辺をちょっとお伺いしたいです。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えします。

相手方との合意形成がなされたというのは、調停をしたというようなことになっていまして、詳細な内容についてはちょっと差し控えさせていただきますが、撤去についての約束は確実に取っております。ただ、すぐに撤去するとなると、いろいろお金の面とか、建物をいじるとどういふふうになるんだとかという手続なんか必要となってきますので、ある一定の期間の中で撤去しますというような調停の内容になってございます。

なので、明日、あさってとか、1か月、2か月とかという意味での話ではなく、ある一定の長い期間の後に撤去するというような形の合意形成がなされたというふうにご伺っております。

○綿引委員長 小川委員。

○小川委員 先ほど来、継続というお話もございました。そして、今、大森課長のほうからもお聞きしまして、その合意内容等についてはお話しできませんというようなお話も確認いたしました。ただし、あ

まり時間をかけて継続、継続でも、これが例えば2か月ぐらいで済めばいいんだろうけれども、例えばこれが半年もかかったり、そういう状況の中では継続はいたしかねます。

やはり申請者がここまで言ってきたとおりであれば、3か月ぐらいであれば、お約束した合意形成がなされれば継続で結構ですが、その辺も踏まえて、これから執行部からの御連絡を待って審議していきたいと思っております。

以上です。

○綿引委員長 田口委員。

○田口委員 これ現実はまだ撤去はされていないわけね。だから、撤去されていないのに合意形成されたからといって許可ということは、例えばこれ合意形成されたからといって、後でそのままずっと置かれて、水戸市が寄附受入れして、それで整備するとなったときにどうなのかということがあるので、これちょっとそれだけ確認しておきたいと思います。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えします。

現地の状況については、相手方とは調停の中で合意形成が得られたということになってはいますが、物理的にどいているかどうかという話になりますと、現地のほうはどいてごさいません。なので、今お話しいただいたように、きちんとした形で出ている部分が撤去されたのを確認してからでないと道路の認定はできないというふうに私たちは認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○田口委員 了解。

○綿引委員長 それでは、本陳情につきましては、継続ということで先ほど皆様から御意見をいただいておりますので、継続審査とすることではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

次に、(2)の令和3年陳情第2号 千波町東久保の風致地区の一部（低地部）を市所有地とすること等を求める陳情を議題といたします。

本件につきましては、前回の陳情審査の際に委員から、現地視察を実施してはどうかとの御提案があったところでございます。つきましては、本日午後の議会報編集委員会終了後、所管施設の視察とあわせまして現地視察を行ってまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、本陳情の取扱いについてでございますが、本日のところは継続審査……中庭委員。

○中庭委員 私は継続審査にすることは異議ないです。しかし、今回、熱海市で盛土が崩壊して土石流になったというのがありましたよね。あれと同じようなことが、ここでも起きるんじゃないかという心配がありました。

現地を見れば分かりますけれども、今までは腐葉土のところに7メートル、8メートルも盛土をして、その結果、その盛土が結局ずれて、そして、その団地の家が傾いてしまったと、家が引っ張られてしまったと

いうことで、大変な被害が出ました。今回も同じような被害が出るんじゃないかと思って、私も現地を見てきたんですけども、現地では、この写真にあるように盛土のところにさらに盛土するというようなことになっているんですね。そうすると、そこがまたずれて、近所の方に大変な被害が出ると、要するに崩落してしまうということもあるので、私はその辺もしっかり見る必要があるんじゃないかと思うんです。

それで、こんなふうに土地の下に腐葉土があつて、ここに大きな盛土をするということもあるので、水戸市はこの盛土を許可するかどうかについて今検討しているわけですよね。もう既にこれは許可を出してしまつたんですか。そこら辺、ちょっと一つだけお聞きしたい。

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

風致の許可申請書のほうを修正指示したところ、まだ出てきておりませんので、まだ審査もしておりませんし、許可も当然出しておりません。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 もちろん現場を見ますけれども、水戸市としても、例えば担当課としても、現地をちゃんと調査はしているよね。その辺どうなの。

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現地のほうは確認はしております。現場のほうを見に行っております。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 1点だけ確認したいと思います。

本当に、今、中庭委員からもありましたとおり、社会問題となりつつあるこの盛土についてですけども、その前に起きた西成区の住宅崩壊も、やはり盛土があつたのではないかというような、そういう見解も出ているということで、やはりここは命を守るということで慎重にやっていただきたいと思います。

1点だけ、ちょっと報道で申し訳ないんですけども、2000年からは地層図を添付しないといけないというような、そういう報道があつたんですけども、ちょっとその確認をしたいです。

○綿引委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

建築指導課では、宅地開発の許可の申請を受けて審査をするという業務をしておりますが、先ほど委員がおっしゃった2000年を境にというのは、申し訳ありません、ちょっと存じ上げないので、調べるようにさせていただきますんですが。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。私もちょっと報道で見たので申し訳ないですが、一度確認していただけると。

この地域、風致地区はかなり地層の中が軟弱なところもあるというふうにお聞きしておりますので、これについてもあわせてしっかりと見ていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○綿引委員長 田口委員。

○**田口委員** ちょっと言っておきたいんだけど、このいわゆる谷とか沢は、もともと水と土砂が流れるところなんだよね。それで低くなっているわけ。そこへ盛土をして住宅とかそういうものを建てるということ自体が、国のほうの宅地造成等規制法とか何かでいろいろそれをクリアすればいいという問題ではないというふうに考えています、基本的に。

だから、国の制度がおかしいということだけは言っておきたいと思います。やっぱり谷とか沢は昔から土砂が流れて、結局谷になったり沢になったりしたわけだから、その辺が何で国は分からないのかなというふうに感じております。

以上。

○**綿引委員長** 御意見ということで、ありがとうございます。

では、本陳情につきましては、本日のところは継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**綿引委員長** ありがとうございます。

御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で陳情審査を終わります。

次に、各課の事務分掌及び令和3年度主要事務事業の概要について、順次説明をお願いいたします。

それでは、建設部から順番をお願いいたします。

○**渡邊建設部長** それでは、建設部の事務分掌及び主要事務事業の概要につきまして御説明させていただきます。

建設部提出資料の1ページをお開き願います。

建設部の事務分掌につきましては、道路及び河川、その他土木に関する事、建築工事に関する事となっております。

詳細につきましては、1ページから3ページに記載のとおりでございます。

また、組織体制につきましては、全体で6課、2事務所、24係、職員定数133名で事務執行に当たっております。

令和3年度の建設部の予算でございますが、人件費を含めて約54億円となっております。そのうち、道路整備等の投資的経費といたしまして約32億円、維持管理といたしまして約11億円の事業を執行してまいります。

なお、建築課におきましては、建設部以外の予算によります市有建築物の営繕などを行ってございまして、本年度は約73億円の受託事業を執行してまいります。

それでは、令和3年度主要事務事業の概要につきましては、各所管の課長より御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○**大森建設部技監兼建設計画課長** では、建設計画課の主要事務事業の概要を説明させていただきます。

建設部提出の資料4ページをお開き願います。

建設計画課においては、主に部内の予算の経理のほか、道路整備の計画に関する事、雨水排水の計画に

関することなどを所管しております。

記載がありますが、まず初めに、1、都市計画道路網の見直しによる道路網の再編につきましては、都市計画決定後、長期間未着手となっている路線につきまして見直しを進め、必要に応じて廃止や変更などの手続を進めてきたところであり、本年度においては、6月に手続を行わせていただいた路線に関連する代替機能の確保や安全対策について詳細な検討を進めていく予定となっております。

次に、2、水戸市道路整備評価マニュアルに基づく効率的、効果的な道路整備の推進につきましては、より効率的、効果的に市内の快適で安全、安心な道路ネットワークの整備を推進していくため、都市計画道路や幹線市道及びそれに準ずる市道につきまして、各路線が持つ必要性や優先性を客観的に評価するためのマニュアルなどを作成する予定でございます。

次に、3、水戸市雨水排水施設整備プログラムの推進につきましては、近年増加するゲリラ豪雨や都市化の進展による緑地の減少などにより生じる浸水被害の早期軽減を図るため、効率的、効果的な雨水排水施設の整備を検討するとともに、市民や事業者と協働して、総合的な雨水排水計画を推進するものでございます。

次に、4、那珂川緊急治水対策プロジェクトに関するハード対策の推進につきましては、令和元年台風19号と同様の雨量でも那珂川からの越水を防止することを目的に、流域の周辺市町並びに国、県が連携して策定した那珂川緊急治水対策プロジェクトのハード面での対策を完成目標年度である令和6年度までに体制が講じられるよう、関係機関と連携を図りながら推進していくものでございます。

一日も早く河川整備や道路整備が進められるよう、那珂川改修期成同盟会をはじめとした各種団体においても積極的に要望活動を行うなど、安全、安心な市民生活の実現に向けた取組を実施していく予定でございます。

建設計画課からは以上でございます。

○丹治道路管理課長 続きまして、5ページを御覧ください。

道路管理課の主要事務事業の概要につきまして御説明いたします。

道路管理課におきましては、まず、1番の道路管理から4の橋りょう維持におきまして、道路及び橋りょうの日常の維持管理をはじめまして、財産管理などを行っているものでございます。

5番の橋りょう新設改良につきましては、常磐自動車道に架かっております清水沼橋ほか3橋の長寿命化を図るものでございます。

6の交通安全施設整備でございますが、警察署と連携しまして、通学路や生活道路に対して各種安全対策を実施するものでございます。

説明は以上でございます。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 続きまして、資料6ページをお開き願います。

道路建設課の主要事務事業について御説明いたします。

道路建設課は、主に幹線道路の街路整備事業をはじめ、道路新設改良事業、交通安全施設整備事業、橋りょう新設改良事業を担当しております。

1の国補街路整備事業につきましては、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）ほか4路線の工事及び用地取得を実施してまいります。

2, 単市街路整備事業につきましては、国補街路整備を進めるため必要な関連事業等を行うものでございます。

3の道路新設改良事業につきましては、上大野185号線ほか17路線の工事及び用地取得及び委託を実施してまいります。

4の交通安全施設整備事業につきましては、常澄8-2201号線ほか3路線の工事及び用地取得を実施してまいります。

5の橋りょう新設改良事業につきましては、清水沼橋ほか1橋の長寿命化をするため工事を実施してまいります。

以上、1から5の事業箇所につきましては、資料12ページから15ページの事業箇所図に記載してございますので、後ほど御参照願います。

道路建設課の説明は以上でございます。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 続きまして、資料7ページをお開き願います。

生活道路整備課の主要事務事業につきまして御説明いたします。

生活道路整備課につきましては、市民要望の多い狭あい道路の整備をはじめ、生活に密着した道路の整備を担当しております。

1の狭あい道路及び後退敷地整備事業につきましては、幅員が4メートルに満たない市道におきまして、後退敷地等の取得により道路を拡幅整備する国の補助事業でございます。今年度は13路線、1,897メートルの工事を進めるとともに、用地補償、設計、測量等を実施してまいります。

次に、2の側溝新設改良事業につきましては、側溝が未整備で幅員が4メートル以上ある市道において、側溝等の新設改良を行う事業でございます。今年度は12路線、838メートルの工事等を実施してまいります。

次に、3の認定外道路整備事業につきましては、幅員1.8メートル以上で未舗装の認定外道路につきまして舗装整備を行うもので、今年度は12路線、965メートルの工事等を実施してまいります。

なお、詳細な整備事業箇所につきましては、16ページから18ページの事業箇所図をお目通し願います。説明は以上でございます。

○大山河川都市排水課長 続きまして、資料の8ページをお開き願います。

河川都市排水課の主要事務事業の概要について御説明いたします。

河川都市排水課におきましては、都市下水路、排水路及び準用河川の整備並びに管理を所管しております。

1の河川維持管理につきましては、水戸市管理の準用河川の維持修繕を行うものでございます。

2の排水路整備事業につきましては、主に市街化調整区域の雨水排除を目的として、内原町調整池をはじめ5路線、357メートルの整備と3路線の委託を進めてまいります。

3の排水路維持管理につきましては、排水路の維持修繕及び調整池の除草などの維持管理などを行うものでございます。

4の都市下水路整備事業につきましては、主に市街化区域の雨水排除を目的として、米沢町、元吉田町都市下水路をはじめ3路線、780メートルの整備を進めてまいります。

5の都市下水路維持管理につきましては、都市下水路の維持修繕及び調整池の除草などの維持管理を行うものでございます。

なお、排水路整備の主要事務事業箇所図を19ページに、都市下水路整備の主要事業箇所図を20ページに添付してございますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○大和田建築課長 続きまして、資料9ページをお開きください。

建築課の主要事務事業の概要につきまして御説明いたします。

建築課につきましては、市有建築物の営繕、耐震工事及びこれらの建築工事の事務管理を所管しております。

令和3年度事業につきましては、渡里小学校長寿命化改良工事や（仮称）西部いきいき交流センター建設工事をはじめとして、工事143件、設計等委託28件、合計171件の事業を受託してまいります。

説明は以上でございます。

○川又土木補修事務所長 続きまして、資料の10ページをお開き願います。

土木補修事務所の主要事務事業につきまして御説明いたします。

土木補修事務所につきましては、道路、橋りょう及び普通河川の維持補修を所管しており、現業職員による直接補修のほか、工事や委託によって補修を実施しております。このうち、請負契約等を締結して執行する事業について御説明いたします。

1の舗装道路維持補修につきましては、舗装補修をはじめ側溝修繕等記載の業務を行うものでございます。

2の側溝新設改良事業につきましては、集水ます等の新設を行うものでございます。

3の舗装新設事業につきましては、未舗装道路の舗装を行うものでございます。

4の交通安全施設整備事業につきましては、カーブミラーやガードレールの設置を行うものでございます。

5の交通安全施設維持につきましては、区画線の標示をはじめ交通安全施設の維持補修のほか、道路敷の除草及び街路樹の管理を行うものでございます。

6の橋りょう維持、7の河川維持及び8の河川改良事業につきましては、それぞれ記載の業務を行うものでございます。

なお、土木補修事務所の主要事務事業箇所を21ページに記載しておりますので、後ほどお目通しくださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○谷萩建設部技監兼内原建設事務所長 続きまして、11ページをお開きください。

内原建設事務所の主要事務事業につきまして御説明いたします。

内原建設事務所につきましては、内原地区における道路等の維持補修事業及び道路新設改良事業などを担当しております。

1の舗装道維持補修事業につきましては、内原8-0050号線をはじめ6路線の工事を進めるとともに、道路等維持補修等の業務委託を行うものでございます。

2の交通安全施設維持事業につきましては、区画線の設置工事をはじめ道路敷の除草委託等を行うもので

ございます。

3の道路新設改良事業につきましては、内原7-0052号線をはじめ4路線の工事を進めるとともに、測量及び設計を行うものでございます。

4の側溝新設改良事業につきましては、側溝未整備箇所側に側溝布設工事を行うものでございます。

5の舗装新設事業につきましては、未舗装道路の舗装工事を行うものでございます。

6の交通安全施設整備事業につきましては、カーブミラーやガードレールの設置工事を行うものでございます。

なお、内原建設事務所の主要事業箇所図を22ページに記載してございますので、後ほどお目通しくださいようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○加藤都市計画部長 続きまして、都市計画部から御説明申し上げます。

都市計画部提出資料を御覧いただきたいと思っております。

1ページをお開き願います。

都市計画部の組織につきましては、都市計画課をはじめ5課、1事務所となっております。

職員定数でございますが、部長なども含めまして定数は91名でございます。現状としましては、保健所への派遣等もございまして定数よりも7名少ない84名の体制となっております。そのため、会計年度任用職員などを採用いたしまして事務のほうは対応しております。

部の投資的事業の予算規模につきましては、今年度は約14億円でございます。

詳細につきましては、各課のほうから御説明をさせていただきます。

○平澤都市計画課長 都市計画課の平澤でございます。よろしくお願いいたします。

都市計画課では、部内全体の予算調整、経理等、保守計画の決定、変更に関する事、まちづくりに関する計画の策定、都市景観、屋外広告物の指導等に関する業務などを行っております。

資料の4ページをお開き願います。

主要事務事業の令和3年度予算額につきましては、記載のとおりとなっております。

主要事務事業の概要についてでございますが、1の企業誘致に向けた候補地選定調査委託につきましては、企業誘致の推進に向けて新たな工業用地確保を目的とした候補地を調査するものでございます。

2の水戸駅北口駅前広場バリアフリー環境整備事業につきましては、利用者にとって安全で快適な水戸駅北口駅前広場に向け、エレベーターの改築工事を行うものでございます。

3の屋外広告物関係業務につきましては、水戸市屋外広告物条例に基づき、規制、指導などを行うものでございます。

4の都市景観形成事業につきましては、優れた都市景観づくりを行う地区を都市景観重点地区に指定しまして、都市景観基準に適合する行為に対し補助を行うものでございます。資料の中ほどに記載の2地区が対象となっております。

以上でございます。

○井原建築指導課長 建築指導課の井原でございます。よろしくお願いいたします。

建築指導課では、建築物や宅地開発などに関する各法令に基づきまして、建築確認や開発行為の許認可などを行っております。

資料の5ページをお願いいたします。

主要事務事業の令和3年度予算額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、主要事務事業の概要を御説明いたします。

1の建築の確認及び開発行為の許可についてでございますが、それぞれ建築工事や宅地開発工事の着手前に必要な手続として法令に定められているものでございます。これらをはじめ所管法令に基づく申請や届出の審査を行っております。

次に、2の木造住宅耐震診断士派遣業務委託でございますが、こちらは昭和56年5月31日以前に施工された木造住宅を対象にしております。耐震診断士を派遣する事業でございます。利用者は5,000円の自己負担で耐震診断を受けられるものでございます。

次に、3の木造住宅耐震改修補助事業でございますが、こちらは耐震診断の結果、耐震性が不足していた木造住宅を対象として、耐震改修工事及び耐震補強設計に対する補助を行う事業でございます。補助額は、耐震改修工事の場合は、当該工事費用の23%以内で、限度額50万円、耐震補強設計の場合は、当該設計費用の2分の1以内で、限度額10万円としております。また、今年度から耐震補強設計と耐震改修工事を一体的に実施する場合も対象といたしまして、当該工事費用の5分の4以内で、限度額100万円を補助する制度を開始してございます。

次に、4の民間建築物耐震診断補助事業でございますが、こちらは耐震改修促進法に規定される一定規模以上の民間建築物を対象として、耐震診断に対する補助を行う事業でございます。補助額につきましては、耐震診断に要する費用の3分の2以内とし、別途、面積に応じた上限額や限度額がございました。

次に、5の危険ブロック塀等撤去補助事業でございますが、こちらは通学路に面するブロック塀等での安全性が確認できないものの撤去に対して補助を行う事業でございます。補助額につきましては、撤去工事費用の3分の2以内で、補助限度額は20万円でございます。

建築指導課からの説明は以上でございます。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 公園緑地課の上田でございます。よろしくお願いいたします。

資料の6ページをお開き願います。

公園緑地課では、千波公園など都市公園の計画、整備のほか管理運営などを行っているところでございます。また、緑化の推進、保全なども行っておりまして、令和3年度の予算額については記載のとおりとなっております。

次に、事業の概要の御説明をいたします。

1、公園等管理事業につきましては、都市公園134か所、児童遊園291か所の管理などについて、指定管理者の一般財団法人水戸市公園協会へ指定している事業のほか、備前堀導水管理業務委託により備前堀への通年導水を行っているものでございます。

次に、2と3になります。

国補公園建設事業と単市公園建設事業につきましては、千波公園や（仮称）東部公園、公営セツ洞公園な

どの各都市公園の施設整備及び設計委託を実施するものでございます。

次に、4、千波湖浄化事業についてでございます。

那珂川の清浄水を千波湖に導水し、水質改善を図るため、県と市で施設整備を実施するものでございまして、市施工分につきましては完了しておりますが、県施工分について今年度も引き続き実施するものでございます。

そのほか、ジェットストリーマーなど浄化装置について維持管理を行うものでございます。

最後に、5、緑化推進対策事業につきましては、保存樹・保存樹林地の指定、生け垣設置奨励補助、はなふるたうん事業に対する補助など、緑化推進及び啓発を促す事業でございます。

なお、主要事業箇所図といたしまして、7ページに地図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○木村都市計画部技監兼市街地整備課長 市街地整備課の木村でございます。よろしく願いいたします。

8ページをお願いします。

市街地整備課では、中心市街地の道路及び橋りょうの整備、東前地区の土地区画整理事業、内原駅南口周辺地区整備に関することなどを行っております。

主要事務事業の令和3年度予算額は記載のとおりになっております。

1の市街地整備推進事業につきましては、人と環境に優しいまちなか交通体系を図るため、市道上市254号線、259号線の道路改良、電線共同溝等の整備を行う事業でございます。なお、9ページに事業箇所図を掲載しておりますので、御参照願います。

次に、東前第二土地区画整理事業につきましては、良好な宅地供給を図るため、土地区画整理事業を促進する事業でございます。なお、10ページに事業箇所図を掲載しておりますので、御参照願います。

最後になりますが、内原駅周辺地区整備事業につきましては、拠点機能の充実を図るため、内原駅の駅舎橋上化や南北自由通路の整備を行う事業です。こちらは11ページに事業箇所図を掲載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 この際、御報告いたします。

本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○綿引委員長 それでは、引き続き説明のほうをお願いいたします。

○砂川住宅政策課長 住宅政策課、砂川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の12ページをお願いいたします。

住宅政策課では、住宅政策に関すること、市営住宅の管理、整備計画に関することなどを行っております。主要事務事業の令和3年度予算額は記載のとおりとなっております。

続きまして、事業概要になりますが、初めに1、公営住宅長寿命化型改修事業でございます。既存の公営住宅の安全性の向上のほか、長寿命化に向けた修繕工事を実施するものでありまして、今年度は屋根、外壁

の改修のほか、給水管の改修及び昇降機の改修を実施するものでございます。

資料14ページのほうに施工箇所図を掲載しておりますので、御参照願います。

続きまして、2、小規模市営住宅用途廃止事業でございますが、昭和20年度から30年度にかけて建てられた老朽化が進んでいる小規模市営住宅を解体するものでございます。こちら15ページに施工箇所図を掲載しておりますので、御参照願います。

次に、3、移住支援事業でございますが、移住などに伴う経済的負担の軽減や就職情報の不足によるミスマッチを解消することにより、東京圏からの移住を促進するとともに、中小企業の人材不足の解消を図るものでございます。

次に、資料13ページをお願いいたします。

4、子育てまちなか住宅取得事業でございますが、子育て世帯のまちなかへの定住を促進し、まちなかのにぎわいを創出するものでございます。対象区域内で住宅を取得した場合、最大で50万円の補助金を交付しております。

最後になりますが、5、安心住宅リフォーム支援事業でございます。将来にわたり安心して住み続けることができる住まいづくりのため、既存住宅ストックの活用による住環境の向上及び地域経済の振興を図るものでございます。リフォーム工事などの経費の一部を支援するものとして、最大10万円の補助金を交付しております。

説明は以上になります。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 泉町周辺地区開発事務所の長でございます。よろしくお願いいたします。

泉町周辺地区開発事務所では、再開発事業の指導、監督等及び周辺地区のまちづくりに関すること、さらに、整備としましては道路や駐車場を所管してございます。

資料の16ページをお願いいたします。

まず、1の泉町1丁目北地区市街地再開発事業についてでございますが、事業概要のうち、スケジュールについて御説明をいたします。

平成28年の都市計画決定から平成31年3月の権利変換計画認可まで法的手続を進めてきたところであり、現在、建築工事は道路工事を進めているところでございます。

令和4年10月には建築工事が完了し、準備期間を経て、令和5年7月の新市民会館のオープンを目指しております。

今年度の予算につきましては、建築工事等に対する補助金及び都市計画道路の整備等に対する負担金でございます。米印のとおり、補助金及び交付金の令和2年度末時点での全体に対する予算上の進捗率は78.4%でございます。

次に、2の泉町周辺地区整備事業についてでございますが、内容は、北地区再開発事業にあわせて道路整備を図るものでございますが、場所は18ページを見ていただきまして、水色で着色してございます路線となり、順次、道路工事を進めているところでございます。また、黄色で着色した箇所になりますが、こちらは防災まちづくり優良建築物等整備事業に対して補助してまいります。

最後になりますが、17ページをお願いいたします。

水戸芸術館東地区駐車場の整備でございます。場所は18ページの緑色で着色したエリアでございます。市営駐車場として整備するもので、予算は商工課が所管し、駐車場事業特別会計となっております。予算執行に関しましては当事務所で担当しております。今年度から3か年度継続費を設定しており、建築工事の発注を進めてまいります。

説明は以上となります。

○伊藤水道部長 続きまして、水道部の提出資料を御覧ください。

1ページから2ページの水道部の事務分掌につきましては記載のとおりでございます。組織体制につきましては、水道総務課、経理課、2ページの水道整備課、給水課、浄水管理事務所、4課、1所、17係となっております。職員数は112名でございます。

令和3年度主要事務事業の概要につきましては、各課長より御説明いたします。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 主要事務事業の概要につきまして御説明いたします。

資料の3ページを御覧願います。

1の事業の概要につきましては、令和3年度の業務の予定数量を定めたものでございます。

給水件数は14万6000件で、給水普及率は99.4%、年間総配水量は3,165万6,145立方メートルを予定しております。1日平均配水量は8万6,729立方メートルを予定するものでございます。

○島浄水管理事務所長 続きまして、水道整備課浄水管理事務所の主要事務事業の内容につきまして御説明いたします。

3ページを御覧願います。

2の水道施設耐震化事業、3の老朽施設の更新事業の令和3年度予算額は記載のとおりとなっております。

2の水道施設耐震化事業につきましては、地震などの災害時における飲料水や生活水の確保を図るため、導水管及び配水管の耐震化工事や開江浄水場の弁取替え工事、楮川ダム管理橋や水管橋の耐震補強工事などを行うものでございます。

次に、3の老朽施設の更新事業につきましては、経年劣化が進む老朽管や石綿セメント管の更新工事、楮川浄水場における電気設備取替え工事、開江浄水場における配水池改修、ポンプ取替え工事などを行うものでございます。

なお、5ページに事業計画図を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

○梶山水道部技監兼給水課長 続きまして、給水課の主要事務事業の概要を説明いたします。

4ページをお開きください。

4の有収率向上対策事業と5の鉛製給水管解消対策事業でございます。

4の有収率向上対策事業につきましては、令和5年度有収率95%を目標に、発見困難な地下漏水を早期発見、漏水箇所を特定し、修繕を実施し、無効水量の低減に努めながら有収率の向上を図るものです。

次に、5の鉛製給水管解消対策事業につきましては、平成2年度まで使用されていた鉛製給水管からの鉛溶出による水質リスクを解消し、安全で安心な水道水の供給を図るものです。

なお、鉛製給水管解消事業につきまして、5ページに予定箇所を記載しておりますので、御参照よろしく
お願いいたします。

○**下水道部長** 続きまして、下水道部の提出資料を御覧ください。

1ページ、2ページをお願いいたします。

下水道部の事務分掌は記載のとおりでございます。組織体制につきましては、下水道管理課、下水道整備課、集落排水課、下水道施設管理事務所の3課、1所、13係となっております。職員数は66名でございます。

令和3年度主要事務事業の概要につきましては、下水道管理課長より説明いたしますので、よろしく
お願いいたします。

○**鬼澤下水道管理課長** 資料の3ページを御覧願います。

下水道部の令和3年度主要事務事業の概要につきまして、一括して下水道管理課から御説明申し上げます。

下水道事業会計につきましては、まず、1の管渠建設改良事業における令和3年度の予算額は、27億
1,367万円でございます。

事業の概要といたしましては、幹線工事として、河和田第6幹線と渡里第7幹線を、面整備として、記載
の各処理分区等における枝線の整備を行うほか、耐震補強工事や改築工事などを実施してまいります。

2の処理場建設改良事業につきましては、令和3年度の予算額は9億7,568万8,000円ございま
す。若宮の水戸市浄化センターの設備の改築工事を3本、令和2年度からの継続事業として行っております。

ページを返していただきまして、4ページを御覧願います。

3の流域下水道建設事業につきましては、令和3年度の予算額が5,385万4,000円であり、那珂久
慈流域下水道の施設の改築などに伴う建設負担金でございます。

農業集落排水事業会計につきましては、4の農業集落排水整備事業として令和3年度の予算を
4,300万円計上しており、管路の整備を行ってまいります。

以上が令和3年度の主要事務事業の概要でございます。

次のページにはA3の施工予定箇所図を添付してございます。

灰色で塗られた区域は、既に公共下水道が整備済みの区域であり、薄い緑色の区域は農業集落排水が整備
済みの区域でございます。

また、黄色で着色された箇所が昨年、令和2年度の施工箇所、赤が今年度の整備予定箇所でございます。
後ほど御参照いただければと思います。

下水道部からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**綿引委員長** 以上で執行部の説明は終わりました。

それでは、それぞれの内容について御質問等がございましたら発言をお願いいたします。

中庭委員。

○**中庭委員** 最初に建設部について質問したいと思うんですけども、この建設部の所管の中に、急傾斜地
の崩壊による災害防止に関することと書いてあります。私は、特に、静岡県の熱海市で盛土が崩落していろ
いろ大変な問題がありましたけれども、水戸市では急傾斜地というのは何か所ぐらい指定されていて、その

うちどのぐらい整備が進められていて、今年度はどういう予算が組まれているのか、その辺ちょっと明らかにしてほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

水戸市においての急傾斜地がどういう形になっていて、どんな対策が取られているのかというような御質問でございますが、法律によっていろいろ指定されている箇所がございます。急傾斜地法という法律によって指定されているものにつきましては、市内に16か所ございます。そちらについては、当然対策工事が行われておりまして、県が主体となって工事をして、水戸市が一部負担をするというような流れになってございまして、対策工事が済んでいるような状況になってございます。

また、それ以外にそういったおそれがあるところについて、土砂災害防止法という法律により指定されているものがございまして、现阶段で水戸市内では52か所の部分について、そういった危険なおそれがあるということで情報を提供して、いざとなったら早めの避難とかそういったところで役立ててほしいということになってございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今の答弁では52か所もあると。そのうち、私もちょっと調べてみたんですけども、いわゆるレッドゾーン、要するに特別危険地域というのが47か所ありますよね。ハザードマップをちょっと見たんですけども、特に三の丸の辺りとか、それから、協同病院の辺りとか、根本町の辺りとか、いろんな地域であるんですけども、これについて、やっぱり今回の熱海の教訓から見ても、やっぱりもう一回きちんと総点検して、崖崩れにならないようにしなければならぬんじゃないかと。今、地球温暖化で線状降水帯ができて大量の雨が降るといって、そういう点では、この対策というのはどんなふうになっているんですか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

土砂災害防止法に基づく指定としては全部で52か所あって、その中でも特に危ないところについてはレッドゾーンという特別警戒区域ということで指定がされているような形になっています。

この土砂災害防止法に基づく指定区域と急傾斜地法に基づく指定区域はほとんどがラップしているような状況になってございます。今お話しいただきました協同病院の周辺においてはそういった区域が非常に多くなってございますが、その部分と急傾斜地の指定をされている場所が重なってございまして、そういったところについてはもう既に対策が終わっているというような状況です。

ただ、基本的に土砂災害防止法に基づく指定区域につきましては、危険であることを周知することが目的であって、そちらに対しての対策工事は所有者の方が行うような法律の体系になってございますので、急傾斜地法のかかっている部分についてはやっておりますが、それ以外の部分につきましては対策工事を行うということではないものでございます。

ただ、やはりこの間の熱海市で起きた災害、それから、過去においては広島県とか、いろんなところで豪雨によっていろんな災害が起きているような状況もございまして、私どもとしては大雨が降ったときとかに、その変状がないかどうかについて、防災部局のほうと連携しながらパトロールを行っているところでござい

ございます。

今回も、ちょっと雨の降り方にもよりますが、来週以降で総点検をかけるということで、パトロールを実施していきたいと考えているところでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 すると、総点検をするということですよ。これしっかり総点検していただいて、危険な箇所についてはやっぱりきちんとした対策を立てて、特に東日本大震災のときは東照宮の駐車場が崩落してしまうとか、いろんな大変な被害がありましたよね。だから、そういう点ではきちんとした対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、建設部の問題では、通学路の安全対策なんですけれども、これ見ると土木補修事務所でカーブミラーの設置が82か所とか、ガードレールの設置工事が388か所とかいろいろ書いてありますけれども、水戸市の通学路の安全対策というのはどうなっているのか。

千葉県の八街市では、下校時に、酒を飲んだ方が運転した車で小学生5人が死傷するという痛ましい事故がありました。そういう事故は水戸市でも起きる可能性があるんですよ。これについて水戸市は、通学路の交通安全対策のプログラムというのは持っているんですけれども、通学路の危険箇所とはどのぐらいあるんですか。この中で指定されている危険箇所。お答えしていただきたいと思います。

〔「3月当初予算のときに説明受けなかったの」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 私は細かくやっているわけじゃないですよ。これはやっぱり今……だったらその他でやってもいいんですよ。

〔「主要事務事業の概要の説明なんだから」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 じゃ、その他でやりますか。交通安全対策の問題。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

通学路の点検とかそういったところはどうなっているんだというようなお話かと思えます。あと、箇所数の話。

水戸市においては、平成26年度末から通学路の安全対策を図るために、教育委員会が主体となって関係する道路管理者、それから交通管理者等が集まって、その通学路の対策についてどうするかというような検討会、協議会をつくってございます。その中で、各学校から上がってきた危険箇所についてどういう対策が取れるのかというのを各管理者が持ち帰って、その対策を講じていくような流れを取っております、これまでも毎年そういう形で協議のほうを続けておりました。

全体の箇所数について、すみません。詳細がちょっと今、手元がないのであれですが、各学校から、1か所、2か所のところもあれば、6か所、7か所とかそういった複数の学校からの危険じゃないかというような要望があったところに対して、ハード整備ができるのか、それとも、ソフトだけで対応しなきゃならないのか、そういったところも含めて対応をしているところでございます。

八街市でこの間あった事故の後、国においては総点検というようなお話をしてございますが、正式にどういった形の点検になるのかとかという内容がちょっとまだ把握できてございません。そういったものが

来れば、また次にそういった組織の中でいろいろ対策のほうを考えていくような形になろうかと考えてございます。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員に申し上げます。

時間も限られていますので、簡潔にお願いいたします。

○中庭委員 政府は通学路の総点検というのを言っていますよね。そういう点では、交通安全対策プログラムを見ますと200か所もあるということで、私がこの対策の中で見たところ、例えば、私、現地に行ってみたんですけども、こういうところがあるわけですよ。これは赤塚中学校の近くですけども、バスが通るともういっぱいなんですよ。そして、車は側溝の上を走ると。ガードレールもない、歩道もない、それから、通学路のゾーンもないという点で非常に危険な地域がやっぱりたくさんあるんですよ。

私の近くの地域なんかでも歩道があるんですけども、とても狭くて子どもたちが通れない。擦れ違うとき、子どもたちが車道に出て擦れ違っているというところもあって、この水戸市の交通安全プログラムの中でもそういうのがいっぱいあるんですよ。そういう点では、私はやっぱり総点検をして、きちんとした対応策を取らないと、やっぱり八街市のような事故が起きてしまうというので、ぜひこの対応策について今後緊急にやるのかどうか、そういうことも含めて、総点検をするのも含めてやるのかどうか、ちょっとそれだけお答えいただきたい。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

国の方から総点検というような話が聞こえていますが、具体的にどのような形で進めていけばいいのか、そのあたりについては各省庁から出てくる通達を基にしながら、教育部門と連携してどういうふうな形で点検していくかを調整していきたいと思います。

また、そこで上げられた危険箇所についての対策は、すぐできるものと、物理的にもう幅がなくてそういった対策が困難だというそれぞれの事情が含まれているものがかなり多いと思います。可能な限りできるものをなるべく早めにやるというのが基本的な姿勢としては変わってございませんが、物理的に幅を広げるとかになると、どうしても時間もかかってくるものがありますので、写真で今示していただいたところは、多分、赤塚中学校の前の県道だと思いますが、こちらの道路については、個別に県のほうに早期の拡幅整備なんかも要望しているところでございますので、そういったところで関係する機関と連携を図っていただければと考えてございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 今日主要事務事業の概要を各課長から全部説明は受けました。これを1件1件やっていると思日もかかると思います。これは今年度の予算の中のいろいろな事業ですから、この中で一つだけ、私もちょっと気になるのは、用地が入り、測量が入り、工事が入りというものは、例えばですよ、どの課だか分からないけれども、これはその3つが入って工事施工になるわけですか。既に用地が済んでいる、測量が済んでいる、あるいは工事だけのものなのかということですね。

ということは、これから用地交渉をしていったり何だりしていく場合に、これだけの予算を、市民の要望

に应运て予算編成をしているわけでありますから、これを必ずしも実行していただきたい。だから皆さんに頑張ってもらいたい。要するに、何々が駄目だったのでこれは随意契約になってあるよというよな、なるべく不用額にしないように事業執行をお願いしたいということなんですけれども、今私がお話しした用地、測量、あるいは工事というものは、これから全部その3つの事業をやっていかなければならないものなのか、いかがですか。

そのうちでも用地が済んでいるよとか、測量は終わっているよとかいうよなものというのはいないんですか。新たに全部その3つをやって工事を施工しているという——工事というのは一番最後になるわけですよ。測量をやって、用地交渉をやって、そして今度は工事になるわけでありますから、だから、その事業執行が100%年度内にできるのかできないのかということが、私のちょっと疑問点なんですけれども、どの課とは言いませんけれども。

だから、そういうことで、今年度の事業に、これは市民のために予算編成をやっているわけでありますから、事業を完璧にこなしていただきたい。完成させていただきたい。こういう思いから今、質問をさせていただいているわけなんですけれども、これは誰か代表で答弁というのはできますか。

○綿引委員長 全路線あわせてということによろしいですか。

○松本委員 いや、だから、その該当どこかあるわけだ。今、説明した中で。

[発言する者あり]

○松本委員 だから、それ思い当たるところあつぺよ。分からなければ言うよ。

[発言する者あり]

○松本委員 分からなくたって説明しているんだから、説明している課長さん方は分かっているわけでしょうと。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 今回の松本委員の御質問にお答えします。

予算については、それぞれ事業の内容によって費目がありまして、例えば道路改良だったら道路新設改良事業、それから、側溝だったら側溝新設改良事業とか、街路だったら街路整備とか、いろいろな費目に分けて予算のほうは計上させていただいています。

また、その中には、その費目ごとに各路線の進捗状況にあわせていろいろ予算のほうを組ませていただいているような形になってございまして、ある路線であれば測量まで終わっているので、用地だと言えば用地費になる。ほかの路線についてはこれから新しく手をかけるので測量費になる、また、ある路線については土地まで買っている今年度工事だというような形で、路線ごとにちょっと色が違ってきますが、そういった必要な予算を計上して、適宜進めさせていただいているような形になってございます。

また、用地を取得しなくても現道の幅でできるものについては、事前の測量とか必要なものはやって、また、工事に必要なところの経費も組ませていただいているところでございますので、全体的に一つにまとまってしまうと、額だけが見えて内容がちょっと見えづらいんですが、その各路線ごとの進捗に応じて必要な予算を計上させていただいて、それに伴う執行をなるべく早くできるようにということで、執行に向けた努力をしているようなところでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 簡潔に2点だけ質問させていただきます。

まず、建設計画課の雨水排水施設整備プログラムなんですけれども、道路冠水がかなり解消されてきているなというのを町を走っていて感じるところなんですけれども、今、本当に集中豪雨がすごいということで、今までの計画どおりにできているのか、また、今年は何の程度までしていけるのか、分かる範囲でお願いいたします。

もう一点、狭あい道路申請のところなんですけれども、今年度は13路線ということで、この令和3年度に行われるこの13路線については、大体いつ頃、今年度工事をしていけるのか、ちょっとその点分かればお願いしたいと思います。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの鈴木委員の御質問のうち、雨水排水施設整備プログラムの進捗の部分についてお答えしたいと思います。

雨水排水施設整備プログラムを策定した後、年次的にその対策工事を進めてきて、年々その対策をやっているところがございます、昨年度も15か所について対策をさせていただきました。

ただ、なかなか近年の雨の降り方で、対策をしたそばから別の箇所が冠水するというような事象も出ておまして、なかなか当初の計画どおりにうまく浸水箇所を減らしていけない実情もございます。

引き続き、鋭意そういったところの早期の解消、軽減に向けて努力をしていきたいと思っておりますが、ちょっと今、そういった意味では、対策をしたものの数と実際に後からまた出てきてしまったところが相殺されるような形になってきてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 有金課長。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

狭あい道路の13路線の受付年度でございますが、平成11年から平成29年度までに受付をしたものの整備を行ってまいります。

以上です。

○綿引委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 平成3年、旧常澄、そして本市、水戸市と合併以前からの問題として、常澄6-0001号線の拡幅について、私自身も何度か担当の大森課長のほうにも御相談申し上げて、現状は、国営緊急農地再編整備事業に入っておりますし、その関連で工事が大分遅れているという部分と、それに至るまで、整備が今も途中過程になっておるといのが現状でございます。

そして、ただいまの令和3年度の予算の中で消化ができるのかなという希望もございましたけれども、これに至って、まず地権者の反対があったということで、なかなか整備どころじゃなくて買収にも至らなかつ

たという点について、私もその途中から議員になりまして、地権者にも説得して、ようやく了解をいただいた道路なんです。

その上、ようやく昨今において買収も済みましたが、その中には下大野小学校に至る交差点があるんですよ。ここでかなりの事故が、もう20件以上ですよ、はっきり言って。1年に2回ぐらい起きているんですから。これは見通しのいいところなんですけれども、その十字路で事故が多いということもございますし、そして地域としての要望も踏まえて、一日も早く道路が拡幅されて、国道51号線に結びつけていただければなど、こう思っております。

これは一言だけ、こうなっていますよと、今日の現状だけお聞きいたしまして、あとは強い要望といたします。

以上。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えいたします。

小川委員御指摘の道路の場所につきましては、東水戸道路のインターチェンジの脇の道路でありまして、常澄6-0001号線だと思えます。ここの道路整備につきましては、道路の排水がございますことから、その排水のための田んぼの圃場整備というのを来年度からやるという形でお聞きはしております。

また、道路工事もその圃場の整備が終わらないと道路排水ができないという形のものでありますから、圃場整備の後、道路整備をしたいと考えておるところでございますが、まずは国道51号に接続する部分につきましては、一部工事も可能だということの検討もしておりますので、令和4年度に予算のほうを計画していきたいと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 小川委員。

○小川委員 分かりました。

国が関わっておる圃場整備の過程の中で排水の問題とか、排水というより道路の下を通過している管の問題とか。それを踏まえて、あくまでもこれは千波土地改良区が主体となって、いわゆる周辺の地権者の取りまとめ、そういう部分もやっておりますけれども、あくまでも国ということで、なかなか今日まで圃場整備そのものもまとめていくのが大変だった部分で私どもも理解してはきたんですが、やはり国の事業とはいえど、先ほど来から話が出ているように、各地で災害等がかなり発生している。そういう部分で予算等もそちらに流れる部分も多かろうと思えますけれども、あまりにも時間がかかりすぎるんじゃないかということも踏まえて、関東農政局も含めてもっと時間を詰めていただきたいと、こう思っております。

事業の方法としては幾らでもあると思うんですよ。もう設計が出来上がってれば、管は幾らでも入るわけですから。これは私の強い要望ばかりではございませんから、地域住民も当然、20件以上の事故も発生しておられるし、事故多き交差点ですから。その辺を踏まえて、私どもの気持ちを御理解の上、よろしくお願いを申し上げます、以上で終わります。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 市街地整備課の課長さんに答えていただきたいんですけども、リヴィンの跡地について、平成28年に都市計画決定をいたしまして、再開発を行うということで、水戸市は3億4,000万円の補助を出しました。

しかし、その計画は二転三転して、結局今は何も建っていない。しかし、その補助金は支出されたままということなんですけれども、これはあれですか。もう出したままで、また新しく再開発をやるという場合、前のやつはそのまま返還も求めない、そのままチャラになって、また新しくお金が出るという仕組みになっているんですか。その辺ちょっとお聞きしたい。

○綿引委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

再開発事業のほうは、ただいま組合のほうで事業の見直しをいろいろ検討している状況でございます。

以前に支出をしています補助金に関しては、基本計画等まで実施しておりまして、これからまた事業を再開するに当たって現在検討している中で、今までの予算に関しては、また再度支出をするものではなく、次のステップに入っていくための補助金等が出てくれば、そこから支出するというので、今まで払っているものをまた改めて同じ支払いをするということではございません。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 確認なんですけれども、3億4,000万円支出しましたよね。今度は長谷工コーポレーションがいわゆる特定業務代行者としてマンションとかいろいろ建設をしているということで、さらにそうなる、そこには建設費だとか設計費だとか、いろんなものが発生するわけですよ。そういうものもまた同じように支出していくのか。要するに、今まで支出したものについて差し引くのか、その辺がどうなのか、ちょっと答弁が曖昧なんですけれども、どうなんですか。

要するに、二転三転するうちに、どんどん前のやつが結局そのままになって、また新しく補助が出るという、こういう仕組みになっているのか。そうしたら、税金の無駄遣いになっちゃうじゃない。3億4,000万円も。その辺はどうなんですか。

○綿引委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

改めて補助金を出すというわけではなく、ここまでかかっているものに関しては、今後組合負担ということで御理解していただきたいと思えます。

○綿引委員長 では、ほかにないようですので、以上で、各課の事務分掌及び令和3年度主要事務事業の概要についてを終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

市営河和田住宅の火災について、執行部より説明を願います。

砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 それでは、市営河和田住宅の火災について、都市計画部住宅政策課資料により御報告いたします。

初めに、火災の発生日時につきましては、令和3年6月11日金曜日、午前8時42分に消防覚知となっ

ておりまして、消防が火災を確認した時刻となっております。

次に、火災が起きた場所でございますが、河和田3丁目2536番地にあります市営河和田住宅55棟の3階、314号室でございます。

資料図面の左側、50号バイパスから見まして東側にあります河和田住宅の建て替え事業を今進めておりますところの一番奥の一角にあった部分という形になってございます。

この住居につきましては、現在住み替え事業を進めておりましたので、当時は人は住んでおりませんで、まだ残置物があるという状況でございました。

また、河和田住宅55棟の概要につきましては記載のとおりとなっております、昭和45年度建設の鉄筋コンクリート造4階建ての集合住宅となっております。

続きまして、被災の状況につきましては、火元となりました314号室が全焼、その上の階の416号室が半焼でありまして、下の階の212号室、110号室の2室につきましては水損となっております。

また、人的被害につきましては今回はありませんでした。

続きまして、裏面のほうをお願いいたします。

こちらに今回の火災の経緯について掲載しておりますが、先ほど説明したとおり、8時42分に消防のほうで火災の発生を把握しまして、当日の10時57分には鎮火となっております。

現在の状況でございますが、現場検証も済んでおりまして、安全確保のため、焼けた部屋2室につきましては入り口等を封鎖しているところでございまして、階段等の出入口についても封鎖をしているという形になってございます。

なお、火災の原因につきましては、6のほうに平面図を用意しておるんですが、ベランダ部分の損傷が一番ひどいということでございますが、詳しい原因については現在調査中というところでございます。

参考に、火災しました住宅の現況の写真を掲示しておりますので、御覧いただければと思います。

説明のほうは以上になります。

○綿引委員長 それでは、内容について何か御質問等ございましたら発言をお願いします。

鈴木委員。

○鈴木委員 御説明ありがとうございます。

火災の発生原因ということで、現在調査中ということになっておりますけれども、見立てで議論とかはできないかと思うんですけれども、この上の経緯のところ、入居者が残置物の整理中であったということで、何か荷物が置かれていたということなんですけれども、それと何か原因とかというのはあるんでしょうか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

その辺につきましても、まだ明確なことが消防でも確認できていないというところでございます。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この写真を見ますと、火元のところはもう見えないんですけれども、ほかのところについてもそういった荷物が置かれているというような状況というのではないのでしょうか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

基本的には荷物は無いという状況になっておりまして、この燃えた縦列につきましても、この部屋だけが今回荷物が残っていたという状況でございました。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

本当に人的被害がなかったというのはよかったなと思いますけれども、やはり火事を見る地域の人たちというのは恐ろしいですし、本当にあまり体験したくないことでもあります。

そういったことも考えると、やっぱり水戸市の所有物ということで、やはりこういうことが二度と起こらないように、しっかり点検をしながら、また、原因も定かじゃないとやっぱり不安な部分も残りますので、しっかり原因究明をしていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次に、この際、特に執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

松葉技監兼道路建設課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 発言の貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

お手元に配付してございます建設部道路建設課提出の資料により御説明いたします。

土地開発基金による土地の取得についてでございますが、当該地は、都市計画道路事業用地でありますことから、申請者より、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づく届出がございましたことから、土地開発基金を利用し先行取得を行いたく、基金の枠づけを行うものでございます。

1の取得の目的でございますが、当該地は、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線の事業用地を含んで開発の計画がございまして、当路線は、現在進めております都市計画道路3・3・2号線（松が丘工区）の次に事業着手する計画でありますことから、将来の道路事業費の増大を抑えることも踏まえまして、申請者に対して用地取得の協議を申し入れたところでございます。

2の土地の表示といたしましては、水戸市見川4丁目487番の2、ほか13筆でございます。

地目は、田、畑、山林となっております。面積は2,342.44平方メートルでございます。

3の基金枠付額につきましては、用地及び補償費を含めまして7,400万円でございます。

場所につきましては、裏面の箇所図を御覧願います。

赤く着色した部分でございまして、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線の区域の一部でございまして、見川クリーンセンターの北側に位置した場所でございます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 それでは、内容について何か御質問等ございましたら発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 ここに民間の団地造成があるので、完成してしまうと補償が大変だから土地開発基金を使って先行していくという話でしたけれども、この団地造成というのはどのぐらいの面積で何戸ぐらい建つ予定の届けが出たんですか。その辺ちょっとお聞きしたい。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

届出のほうは、あくまでも道路事業用地内の届出でありますので、全体の開発計画というのは確認はできておりません。

ただ、道路事業用地内にも将来宅地化によって宅地も建つと想定されることから、今回、その事業費を抑える意味でも申し入れた次第でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 すると、これは見川クリーンセンターの北側ですよ。そこに、新たな団地造成があるんだけど、どういう団地造成するかとか、そういうのはまだ水戸市に来ていないということですか。

それから、あと、この道路用地に関わる地権者は何人なんですか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

まだ交渉中でありまして、契約した状況ではないという状況でありますので、相手方について答弁は差し控えさせていただきます。

○中庭委員 そうじゃなくて、地権者は何人かと聞いたんですよ。別にその地権者名を聞いたわけじゃない。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 失礼しました。ただいまの中庭委員の質問にお答えします。

地権者は今1人となっております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 地権者は1人だから、1人からこの土地を買うということになるわけですか。

それで、この3・3・2号線の中で、一番上のところがこれは一周館ビルの前の交差点ですよ。それからずっと来て、見川のミニストップのところまで行くということなんですよけれども、この区間はもう既にどのぐらい買収済みなんですか。この一周館ビルのところの交差点からずっと来て都市計画道路3・5・25号見川線の見川町のところまで、もう既に何か所か買っていますよね。どのぐらいの取得率になっているんですか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

この路線、都市計画道路3・3・2号線中大野中河内線、(仮称)見川東工区というんですけども、この工区につきましては、水戸市の都市開発公社の時代に、平成9年から平成16年にわたりまして、一部先買いをした事例はございます。

割合とか箇所については、申し訳ございません。数字まではちょっと今日は用意しておりませんが、先行買収は以前行われたという状況でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、どのぐらい買っているか分からないけれども、あんまり買っていないよね。ほとんど買っていないよね、この地域。

私も土地開発公社の理事をやっていたけれども、まだあまり買収していないでしょう。どのぐらいしているんですか。大体7割、8割ぐらいもう買っているんですか。

○綿引委員長 細かいのはちょっと分からないということ。

○中庭委員 分からないというのはおかしいんじゃないの。

○綿引委員長 今は分からないという御答弁でしたので、調べて……

○中庭委員 だったら、別に委員長が擁護しなくてもいいんじゃないの。私答えてもらっているんだから。大体どのぐらいか分からないの。

じゃあ次回調べて、どのぐらいの買収率なのか教えてください。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言をお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、所管施設視察でございます。

本件につきましては、先ほどの陳情審査に係る現地視察とあわせまして、お手元に配付の日程（案）のとおり行いたいと思います。

本庁舎北側のバス停前にマイクロバスを用意いたしますので、議会報編集委員会終了後に御参集をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

—————所管施設視察—————

市役所発	13:28
千波町東久保地内	13:33～13:50
都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設事業箇所	14:15～14:36
市役所着	15:03

—————
〔委員派遣後、会議を開かず〕